

第3回清瀬市使用料審議会会議録（要旨）

会 議 名：第3回清瀬市使用料審議会

事 務 局：企画部財政課財政係

開催場所：生涯学習センター6階講座室2

日 時：平成30年10月24日（水曜日）午後6時30分～午後8時10分

出席者：委員10名（町田会長、内野職務代理者、泉委員、竹下委員、永井委員、春日委員、大井委員、菅野委員、上野委員、村田委員）
その他7名（企画部長、財政課長、子育て支援課長、財政課副参事、子育て支援課保育・幼稚園係長、財政課財政係長他1名）

欠席者：0名

傍聴者数：0名

会議次第

1. 開会

2. 議題

（1）認可保育園等における保育料適正化について

（2）その他

3. 閉会

審議経過

1. 開会

会長より開会の挨拶

2. 議題

議題に入る前に、会長より事前送付された第2回使用料審議会の会議録（要旨）について、質疑等あるか委員の方々に確認。

（委員からの意見）（「→」以降は事務局の回答）

○年少扶養控除のみなし適用廃止の意見について、少し表現が強いのではないかと。

表現については調整することです承。

（1）認可保育園等における保育料適正化について

（事務局）

第2回使用料審議会開催後に委員の方々から頂いたご意見についての市の考え方を説明。

【頂いたご意見と市の考え方の抜粋】（「→」以降は事務局の回答）

○保育料基準額表を16市平均とすることの妥当性が弱い。子育て支援を最重要施策として位置づけるのであれば、保育料を16市平均よりも下げ、市が一部負担する考え方もある。

→子育て支援の充実という視点と本市の財政状況を総合的に勘案し、他市との平均を考え方の前提とした。

○保育料基準額表で16市平均を前提にする場合、いつの時点の平均か。また、どれくらいの頻度で見直すのか。

→平成29年度の保育料の16市平均値を前提としている。見直しの時期は5年に1回の使用料審議会で保育料の適正化を検討していく。

○保育料の設定において他市との比較を前提にしているが、市によって抱えている課題が異なるため、本市の現状と課題に基づいて検討すべきである。

→子育て支援の充実という視点と、本市の財政状況を総合的に勘案し、他市の保育料の平均を考え方の前提としているが、本市の保育利用者の特徴を鑑みた制度設計が必要である。

○比較的所得の低い層に、月額1万円以上の負担増の影響の可能性があるため、緩和策を設けるのはいかがか。

→今回の見直しにより増額となる可能性のある世帯は、年少扶養控除みなし適用廃止に伴うケースが大半であるが、一定程度の配慮は必要であると考えている。

○応能負担の考え方に立てば、階層を増やすことによってより実態に近づくが、階層を増やし過ぎるデメリットは何かあるのか。

→国基準保育料に対する徴収割合が安定しないデメリットがある。徴収割合は国や都からの負担金（歳入）に影響し、徴収割合が低ければ市負担が増加、高ければ減少する。

○国の年少扶養控除みなし適用の国庫負担金の対象が平成31年度末であることや、他市も廃止の方向であることから、廃止の方向で検討したらよいと思う。

→年少扶養控除みなし適用の廃止についても、子育て支援の充実という視点と本市の財政状況を総合的に勘案し、他市との平均を見直しの前提としている。

○0歳児に係る職員数などの人件費を鑑みて、0歳児を分けた4区分が望ましい。

○保育料基準額表で16市平均を前提とするのであれば、0歳児区分を設け、1歳児以上と比較して保育料を高く設定することは矛盾するのではないか。

→応益負担の観点に加えて、他市の状況や保育料基準額表の改定による影響などを総合的に勘案し、検討していくべきであると考えている。

○幼児教育無償化がなされなかった場合はどうするのか。

→今回の見直しは、保育料適正化の観点で基準額表の抜本的な見直しを考えていることから、改定時期は平成31年4月1日を考えている。

保育料基準額表の見直しについて（階層区分、年齢区分、年少扶養控除みなし適用の廃止など）

保育料基準額表については、年少扶養控除みなし適用を廃止しているなど本市の条件と合致する 16 市の平均を前提にすることとした上で、他市の状況や階層内の所得幅、見直しによる保護者への影響など総合的に勘案し、パターン 1（30 階層、3 区分）といたしたい。

（委員からの質疑・意見）

○第 2 回審議会では、パターン 2 を市の考えとしていたが、なぜパターン 1 に変更したのか。

→第 2 回審議会終了後、各委員より賛成・反対それぞれの意見を頂戴し、改めて市で検討したが、年少扶養控除のみなし適用廃止による保育料増加の影響が大きく、0 歳児の追加は難しいと判断した。

○0 歳児の追加については、他市の状況を見ながら、次期の使用料審議会で検討すれば良いのではないか。

○年少扶養控除のみなし適用廃止は確定したのか。

（会長より）各委員の意見を判断すると、廃止に反対する意見は少ないので、廃止で結論付けたい。

○子育て支援の充実という観点から、年少扶養控除みなし適用を継続してはどうか。

（会長より）この後、年少扶養控除みなし適用廃止による影響を緩和する経過措置についても事務局より提案があると思うので、改めてご意見いただきたい。

（資料 11）保育短時間における基準額表について

現在、保育標準時間基準額表に基づく保育料の約 98 パーセントで設定しているが、今後は国の割合を参考に設定したい。

（委員からの質疑・意見）

○標準時間と短時間で 1 日 3 時間も保育利用の差があるのに、98.5 パーセントというのは差が小さすぎないか。

→各保育園の人的確保は、標準時間と短時間でそう差はないと認識している。支出額に対する保育料という考え方からすれば、国基準で設定するのは妥当であると考えている。

○それは施設サイドの理由であって、利用者サイドからすればおかしいと感じるのではないか。国基準が高いから、清瀬市は保育料を低く設定しているにもかかわらず、なぜ短時間だけは国基準で設定するのか。

→他の自治体では、保育標準時間の11時間に対しての保育短時間8時間の割合に合わせて設定している例もある。

○8:11は分かり易いし、説明もし易いのではないか。

○次回の審議会で改めて検討事項にしてはどうか。

→今の議論も含めて、ご意見を頂く機会を設け、改めて次回第4回で提示したい。

(資料12) 保育園運営費徴収金基準額表におけるその他の事項について

これまでどおり、第2子、第3子の保育料の軽減、多子軽減カウント方法及びひとり親世帯の保育料の軽減などの配慮策については、引き続き実施することです承を得た。

(資料13) 保育園運営費徴収金基準額表改定後の経過措置について

保育料の見直しにおいて基準額表の改定を実施した場合、年少扶養控除みなし適用廃止に伴い、保育料が大幅に増える世帯が出てくる可能性があるため、影響を最小限に抑える経過措置を設けたい。

(委員からの質疑・意見)

○平成32年度末までとしている理由はなぜか。

→幼児教育の無償化が予定されているため、現在の0歳児が3歳になるまでの時期を経過措置として見ている。

○増額の要因は。

→年少扶養控除みなし適用の廃止や、基準額表の改定など複合的な要素が絡んでいる。

○経過措置を実施することで、財政負担はどうか。

→経過措置に要する市の財政負担は2,000万円である。

- 経過措置の期限が切れたときに、もう1度検討する予定はあるのか。
→現時点では、経過措置は平成32年度末までと考えている。
- 他市や23区と比べてどうなのか。
→この改定で、他市並みになる。なお、23区はどうか分からないが、都は大体徴収割合が50%となっている。他県では60%~70%が普通で、都は低い。
- 財政力の弱い清瀬市が16市平均の保育料で運営していくのはよくやっていると思う。
- 経過措置をずっと実施する必要はないが、いきなり保育料上げると難しいので、経過措置はよいと思う。
- 来年4月の入園者にこの改定後の保育料を知らせているのか
→ 今配布しているしおりには、改定もあるので、現行の料金も記載していない。周知方法や周知時期を考える必要はあるが、平成31年4月改定で考えている

(2) その他

保育短時間基準額表の取扱いについて委員からのご意見を頂きたいため、ご協力を頂きたい旨事務局より説明。

次回の審議会の日程は下記のとおり決定。

- ・第4回：平成30年11月26日（月）午後3時～

また、次回の審議会では、答申案も含めて検討していただく。なお、保育料短時間の基準額表以外は、今回で了承いただいたという前提で答申案を作成する。

決定事項

- (1) 年少扶養控除みなし適用の廃止
- (2) 新基準額表（0歳児を追加した3区分であるパターン1の30階層）
- (3) 現行実施している第2子、第3子以降の保育料、多子軽減のカウント方法及びひとり親世帯等の保育料についての継続実施
- (4) 経過措置について